

平成28年度 第5次拡張事業  
上水道管布設工事実施設計業務委託

特記仕様書

箕輪町水道課

# 第5次拡張事業上水道管布設工事実施設計業務委託 特記仕様書

## [ I ] 総則

### 1. 業務の目的

本業務は、箕輪町の第5次拡張事業に伴う上水道管布設工事に必要な調査・測量・実施設計を行う事を目的とする。なお、実施設計にあたっては、施工上及び維持管理上、支障のない範囲内で経済的に設計しなければならない。

### 2. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 3. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 4. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 5. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たり、委託者の契約約款に定めるもの他、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 技術者届
- (4) 完了届・請求書

なお、承認された事項を変更しようとする時は、その都度協議しなければならない。

### 6. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に委託者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 審査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

## 7. 引渡し

成果品の審査合格後、仕様書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了となる。

## 8. 疑義の解釈

仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又仕様書に定めの無い場合は、委託者、受託者協議の上これを定めること。

# [II] 設計一般

## 1. 一般的事項

- (1) 業務の実施に当たり、受託者は係員と常に連絡を取り、連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び主要な区切りの時は、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

## 2. 関連法規及び基準

本業務は、水道法・同施行令・同施行規則など関係法規に基づいて行うほか、次に示す設計基準によるものとする。

- (1) 水道施設設計指針 2012 (日本水道協会)
- (2) 水道施設耐震工法指針・解説 (日本水道協会)
- (3) 水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- (3) 土質工学ハンドブック (土質工学会)
- (4) 推進工法の調査・設計から施工まで (土質工学会)
- (5) 道路土工 仮設構造物工指針 (日本道路協会)
- (6) 下水道推進工法の指針と解説 (日本下水道協会)
- (7) 推進工法用設計積算要領 鋼製さや管推進工法編 (日本推進技術協会)
- (8) 推進工法用設計積算要領 推進工法立坑編 (日本下水道管渠推進技術協会)
- (9) その他係員が適当と認めたもの

### 3 . 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員と協議の上、これらの解決にあたらなければならぬ。

### 4 . 設計資料

設計の積算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

### 5 . 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な図書等を所定の手続きによって貸与する。但し、損傷のないよう扱い、業務終了後直ちに返還するものとする。

### 6 . 参考文献等の明記

業務に文献その他資料を引用した場合は、文献名等明記しなければならない。

### [III] 特記事項

#### 1. 上水道管布設（開削工法）

- (1) 本年度の工事発注および竣工を予定しています。よって、契約後は迅速に対応していただされることになりますので、長野県内の本店・支店及び営業所の所属技術者を配置してください。
- (2) 迅速に精算設計を行ってください。工事の工期に影響がある為、納期の延長はありません。

#### 2. 上水道管布設（推進工法）

- (1) 工法の選定にあたっては、現地の土質状況に適用し、かつ、経済的な工法を選定してください。

#### 3. 地質調査

- (1) 土層は想定したものです。実際の調査において、変更の対象とします。
- (2) 調査地は、借地となります。調査中の安全対策および調査終了後の復旧等は受注者の責により行ってください。

#### 4. 成果品

各工区の設計書等の納品については、以下のとおりとします。

- (1) 実施設計においては、金入設計書1部、金抜設計書数部（入札方法に応じて概ね2部から10部の予定）、CD-R（設計図（CADデータ及びPDF形式）、金抜設計書（PDF形式）及び設計書一式（Excel形式）及び委託者が指定したものを納品するものとする。
- (2) 精算設計書並びに精算設計図は、工事出来形図を元に精算設計書（設計書一式（Excel形式）、精算設計図（PDF）及び委託者が指定したものを納品するものとする。

以上